

業 務 委 託 台 帳

1. 契約状況

業務番号	第7号	業務名	PCB廃棄物処理業務				
委託業者		業務場所	北海道室蘭市仲町14番地1				
中間貯蔵・環境安全事業株式会社	北海道PCB処理事業所 (室蘭市仲町14番地1)	執行方法	随意契約	指名業者	1者	見積回数	1回
			当初		変更契約		
		設計額	937,440円				円
		予定価格	937,440円				—
業務概要	見積年月日	平成31年4月8日					—
野辺地町行政メモリ アルセンターから排出された高濃度PCB廃棄物の処分	契約年月日	平成31年4月10日					年 月 日
	契約総額	937,440円					円 (増減額 円)
	履行期限等	平成31年9月30日					年 月 日
	着手年月日	平成 年 月 日					—
	完了年月日	平成 年 月 日					—
	検査年月日	平成 年 月 日					—
	引渡年月日	平成 年 月 日					—
(契約変更の理由)							

2. 支払状況

区分	支払金額	支払累計額	支払日	検査日	検査員職氏名
前金払	円	円			
中間前金払	円	円			
部分払	円	円			
完成払	円	円			

3. 見積業者

	業者名
1	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道PCB処理事業所
2	
随意契約の場合、その理由及び業者選定理由	<p>本業務は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理の推進に関する特別措置法並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法律」という。）に基づき、処理義務がつけられているPCB廃棄物の処分を委託するものである。法律ではPCB廃棄物は特別管理産業廃棄物に該当し、自ら処分を行う場合を除いて、特別管理産業廃棄物処分の許可を受けた者に処分を委託しなければならない。</p> <p>本業務で処理するPCB廃棄物は高濃度PCB廃棄物であり、これを処理できる許可業者は、中間貯蔵・環境安全株式会社（以下、「JESCO」という。）の1者のみである。</p> <p>さらに、青森県で保管されているPCB廃棄物の処理は、国のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基幹計画においてJESCO北海道PCB処理事業所で行うことが定められている。</p> <p>以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、上記相手方と契約する。</p>

(担当課： 財政課 担当者： 菊地 祐平)